

# 重度心身障害者医療費支給制度のしおり



京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

## 重度心身障害者医療費支給制度とは

重度の障害がある方が、健康保険を使って医療機関等を受診された場合に、窓口で支払われる医療費（健康保険の自己負担額）を京都市が支給する制度です。

## 対象となる方

京都市内にお住まいの、社会保険や国民健康保険などの健康保険に加入している方で、次のいずれかに該当する方

身体障害者	・ 1 級又は 2 級の身体障害者手帳の交付を受けている方
知的障害者	・ 児童相談所等で知能指数が 35 以下と判定された方（療育手帳 A 判定に相当する方）
精神障害者	・ 1 級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ・ 2 級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、直近の更新前は手帳の等級が 1 級であった方
重複障害者	・ 3 級の身体障害者手帳の交付を受け、かつ、児童相談所等で知能指数が 50 以下と判定された方（療育手帳 A 判定に相当する方） ・ 3 級の身体障害者手帳の交付を受け、かつ、2 級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ・ 児童相談所等で知能指数が 50 以下と判定され、かつ、2 級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

## 対象とならない場合

重度の障害がある方でも、次の場合は対象になりません。

- 生活保護法による医療扶助を受けているとき。
- 後期高齢者医療制度の適用を受けるとき。（65 歳以上で重度の障害がある方は、後期高齢者医療制度の適用を受けることができます。適用を受ける場合は重度障害老人健康管理費支給制度の手続きをしてください。）
- 本人の所得が所得制限額を超えているとき。（所得制限額は申請窓口にお尋ねください。）
- 配偶者及び本人の生計を維持している扶養義務者（直系血族及び兄弟姉妹）の所得が所得制限額以上のとき。
- 他の市町村において本制度と同様の制度の適用を受けているとき。

## 申請の手続

お住まいの区の区役所・支所保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課（右京区京北地域にお住まいの方は右京区役所京北出張所保健福祉第一担当）で申請してください。

《申請に必要なもの》

- お持ちの各障害者手帳
- マイナンバーカードや個人番号通知書
- 障害者医療費受給者証交付申請書
- 健康保険の資格情報を確認できる書類\*

このほかにも、住民票の写し、所得についての証明書、申立書等が必要な場合があります。

※ 健康保険の被扶養者である場合は、被保険者を特定するため、保険の資格情報を確認できる書類（資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの保険情報画面を印刷したもの等）の提出をお願いする場合があります。

## 医療機関等を受診するとき

京都府内の医療機関等を受診するときは、福祉医療費受給者証<sup>障</sup>とマイナンバーカード（マイナ保険証）又は資格確認書を一緒に窓口へ提示してください。ただし、次のような健康保険の給付の対象とならないもの、入院時の標準負担額（光熱水費、食事代）等は支給の対象になりません。

＜支給の対象とならないもの（例）＞

- 健康診断料
- 文書（診断書）料
- 予防注射料
- 往診の車代
- 差額ベッド代
- 薬の容器代
- 美容整形
- 保険診療できない歯科治療費等
- 後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある薬で、先発医薬品を希望した際の特別料金

※ 高額な受診（入院等）をする際は、加入している健康保険の保険者が発行する「限度額適用認定証」等の交付を先に受け、必ず医療機関に提示してください。

## 医療費の払戻しについて

次のようなときは、申請によって、医療費の払戻しができます。（加入している健康保険から高額療養費や付加金等の支給を受けることができる場合は、先にその支給を受けてください。）後日、預貯金口座へ振り込みます。（申請には領収書等が必要です。また、郵送での申請も可能です。）

- 府外の医療機関等を受診したとき。
- 受給者証を医療機関等の窓口で提示できず、医療費を支払ったとき。
- 健康保険から療養費の支給を受けたとき。

※ 健康保険の対象外となる治療や医療機関等窓口での 10 円未満の端数処理、健康保険からの高額療養費の支給等により、支給額が実際にお支払いされた金額よりも少なくなることがあります。

## 有効期間及び更新

「福祉医療費受給者証<sup>障</sup>」の有効期間は、一部の方を除き毎年7月31日です。毎年、次年度の受給資格を確認して、資格がある方には8月1日から有効の新しい受給者証を、資格がない方には有効期間満了のお知らせを郵送します。

また、精神障害者保健福祉手帳の交付を要件として受給されている方について、当該手帳の有効期限が7月31日より早く到来する場合、受給者証の有効期限も手帳と同一になります。この場合は、精神障害者保健福祉手帳の更新の後、改めて、受給者証の更新申請をしていただく必要があります。

※ 受給資格のない方が受給者証を使用した場合は、支給を受けた額を返還していただきます。

## 届出が必要な場合

- 住所や氏名、世帯の構成が変わったとき。
- 亡くなられたとき。
- 健康保険の資格がなくなったとき。
- 健康保険の種類又は記載事項が変わったとき。
- 後期高齢者医療制度の適用や生活保護を受けたとき。
- 受給者証を汚したり、なくしたりしたとき。
- その他、交通事故などの治療を「福祉医療費受給者証<sup>障</sup>」

を使って受けたときは、第三者行為損害賠償の手続のために印かんをお持ちください。

次のものをお持ちください。

- ・福祉医療費受給者証<sup>障</sup>
- ・健康保険の資格情報を確認できる書類

※ このほかにも書類等の提出をお願いすることがあります。

受給者証の交付申請やお問合せは、お住まいの区の区役所・支所の保健福祉センター健康福祉部障害保健福祉課（右京区京北地域にお住まいの方は、右京区役所京北出張所保健福祉第一担当）まで

本市のホームページでも本制度について御案内しております。

「京都市情報館 【福祉医療】 重度心身障害者医療費支給制度」

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000160242.html>)

